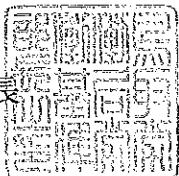


鳥労基発 0718 第1号
平成 29 年 7 月 18 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



三脚脚立に係る安全対策について

平素から労働基準行政の施策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

造園業等で使用されることが多い三脚脚立を使用中に、バランスを崩して転落するという労働災害が発生しています。

この災害発生原因のひとつとして、使用していた三脚脚立には労働安全衛生規則第528条第3号で規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」の具備が必要であるものの、代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていましたが、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことが判明しました。

厚生労働省におきましては、別添のとおり、三脚脚立メーカー等を会員とする一般社団法人軽金属製品協会に対して、当該会員に向けて脚の角度を一定に固定できる後付け金具を追加で速やかに製造する等、改善に向けた対策をとるよう要請したところ、同協会からは、平成30年1月以降、当該後付け金具を販売開始するとの連絡を受けたところです。

つきましては、同種災害防止の観点から、当該安全対策を講じた三脚脚立を使用するとともに、脚の角度を確実に固定して使用し、安全対策を適切に実施していただきますよう、会員等事業場への周知をお願い致します。(※軽金属製品協会の所属メーカーについては同協会のホームページを参照 [<http://www.apajapan.org/>])。

【参考】労働安全衛生規則第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 (略)

2 (略)

3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものに

あっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

4 (略)



別添

基安安発 0323 第1号
平成 29 年 3 月 23 日

一般社団法人軽金属製品協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

三脚脚立に係る安全対策のお願いについて（要請）

標記について、平成 28 年 9 月に岐阜労働局管内にて、造園業に従事する労働者が三脚脚立を使用中、バランスを崩して転落し、死亡に至る労働災害が発生しました（別紙参照）。

所轄労働基準監督署において調査した結果、当該三脚脚立には労働安全衛生規則第 528 条第 3 号で規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」が備えられておらず、代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていたものの、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことが判明しました。

つきましては、同種災害防止の観点から、貴協会傘下の会員に対して、脚の角度を一定に固定できる後付け金具を追加で速やかに製造していただく等、改善に向けた対策をとるよう要請していただきたくお願い申し上げます。

【参考】労働安全衛生規則第 528 条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 (略)

災害発生状況

1 業 種 造園業

2 災害発生地 岐阜市内の小学校に面した道路

3 災害発生日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)

4 被 災 者 60 代の男性現場作業員、経験 10~20 年

5 傷 痘 名 脳挫傷

6 状 況 被災者らは、小学校の敷地境界にある樹木の枝打ち作業を行っていた。被災者が道路側に出て校門付近のフェンス外側の枝打ちを、他の労働者が高所作業車を使用して校庭側の枝打ちをそれぞれ行っていた。

被災者が、校門から敷地外に出ていた高さ約 3.4m の枝を、フェンス外側の道路上に置かれたアルミ製の三脚脚立に登つてのこぎりで切っていたところ、バランスを崩し、道路上に仰向けに転落したもの。